

平成 26 年第 2 回
湖北環境衛生組合議会定例会会議録

平成 26 年 10 月 16 日

開会

閉会

湖北環境衛生組合議会

平成 26 年第 2 回湖北環境衛生組合議会
定例会会議録

平成 26 年 10 月 16 日（木曜日）午後 2 時 51 分開会

議事日程

平成 26 年 10 月 16 日（木曜日）午後 2 時 51 分開会

第 1 号

日程第 1 仮議席の指定

日程第 2 議長の選挙

第 2 号

日程第 1 議席の指定

日程第 2 会期の決定

日程第 3 会議録署名議員の指名

日程第 4 議案第 5 号

本日の会議に付した案件

第 1 号

日程第 1 仮議席の指定

日程第 2 議長選挙

第 2 号

日程第 1 議席の指定

日程第 2 会期の決定

日程第 3 会議録署名議員の指名

日程第 4 議案第 5 号

出席議員 13 名

1 番 玉 造 由 美 君
2 番 谷田川 泰 君
3 番 大 槻 勝 男 君
4 番 塚 谷 重 市 君
7 番 磯 部 延 久 君
8 番 廣 瀬 義 彰 君
9 番 加 固 豊 治 君

10 番 田 谷 文 子 君
11 番 山 本 文 雄 君
12 番 谷 仲 和 雄 君
13 番 福 島 ヤヨヒ 君
14 番 市 村 文 男 君
15 番 柏 村 忠 志 君

欠席議員 3 名

5 番 鈴 木 米 造 君
6 番 山 口 晟 君

16 番 平 石 勝 司 君

法 121 条により出席した者

管 理 者	今 泉 文 彦 君	会 計 管 理 者	下 河 邊 卓 美 君
副 管 理 者	坪 井 透 君	事 務 局 長	前 島 晃 君
副 管 理 者	中 川 清 君	庶 務 課 長	浅 野 岳 夫 君
副 管 理 者	田 崎 徹 君	所 長	三 橋 信 一 君

職務のため出席した者

係 長	大 山 令 子 君	主 幹	古 渡 正 好 君
-----	-----------	-----	-----------

平成 26 年 10 月 16 日（木曜日）

午後 2 時 51 分開会

○副議長（加固豊治君） ただいまの出席議員数は 13 名です。定足数に達しておりますので、ただいまより平成 26 年第 2 回湖北環境衛生組合議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。議長の選挙までの日程は、お手元に配付いたしました議事日程表（第 1 号）のとおりであります。

これより議事日程に入ります。

日程第 1 仮議席の指定

○副議長（加固豊治君） 日程第 1，仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいまご着席の議席を指定いたします。

日程第 2 議長の選挙

○副議長（加固豊治君） 次に、日程第 2，議長の選挙を議題といたします。

本件は、議長が欠員となっているため、組合規約第 7 条第 1 項の規定に基づき、選挙を行うものであります。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定に基づき、指名推選によりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（加固豊治君） ご異議なしと認め、選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

さらにお諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（加固豊治君） ご異議なしと認め、議長において指名することに決しました。

議長に、磯部延久君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま、議長において指名いたしました磯部延久君を、議長の当選人

と定めることに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（加固豊治君） ご異議なしと認め、ただいま議長に選出されました磯部延久君が議長におられますので、本席から、会議規則第30条第2項の規定により告知いたします。

磯部延久君から、ご挨拶をお願いいたします。

○議長（磯部延久君） ただ今、皆様のご推薦をいただきまして、議長ということでご指名をいただきました、石岡市議会議員の磯部でございます。実は私、この湖北環境衛生組合は、2回目になるわけでございます。1回目は、この建物を建築中の期間、ずっとこの議会の議員をやっております、いろいろと大変な思い出だけが残っておるところでございます。これから、来年4月には、統一地方選がございまして、また人選も変わるかと思えます。残された6カ月間、こういう施設は、市民生活に最も身近な施設として、大切に管理運営をしていかなければならないと、思っておりますので、皆様のご理解とご協力を頂戴いたしまして、限られた期間、議事進行に努めたいと思っておりますので、ご理解とご協力、よろしくお願いをいたしまして、甚だ簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。

○副議長（加固豊治君） ご協力ありがとうございました。

本席を議長と交代いたします。ありがとうございます。暫時休憩いたします。

午後2時54分副議長退席

午後2時55分議長着席

○議長（磯部延久君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

まず初めに、諸般の報告をいたします。去る9月11日付で、石岡市選出の高野要君が議員辞職をされ、代わりに、私磯部延久が、石岡市より選出されましたご報告させていただきます。

次に、地方自治法第121条の規定により、議長において今期定例会に出席を求めた者の職氏名は、

管 理 者	今 泉 君	会 計 管 理 者	下 河 邊 君
副 管 理 者	坪 井 君	事 務 局 長	前 島 君
副 管 理 者	中 川 君	庶 務 課 長	浅 野 君
副 管 理 者	田 崎 君	所 長	三 橋 君

以上であります。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表(第2号)のとおりであります。これより議事日程に入ります。

日程第1 議席の指定

○議長（磯部延久君） 日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長において指定いたします。

7番に、私がこの度、7番ということでありましたので、以上でございます。

日程第2 会期の決定

○議長（磯部延久君） 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部延久君） ご異議なしと認め、さよう決しました。

日程第3 会議録署名議員の指名

○議長（磯部延久君） 次に、日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第111条の規定により、

4番 塚 谷 重 市 君

8番 廣 瀬 義 彰 君

の両名を指名いたします。

日程第4 議案第5号

○議長（磯部延久君） 次に、日程第4、議案第5号・平成25年度湖北環境衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

直ちに、管理者から提案理由の説明を求めます。

管理者・今泉君。

○管理者（今泉文彦君） 本日ここに提案いたしました議案について、概要をご説明申し上げます。

議案第5号・平成25年度湖北環境衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について。

本件は、過日、監査委員の審査をいただきましたので、地方自治法第233条第3項の規定により、審査意見書を添えて、議会の認定をいただくべく、本日提案をいたしました次第でございます。

平成25年度一般会計歳入歳出決算の概要は、歳入総額、6億9千649万2千326円・前年度比5千325万1千211円（8.28%）の増、歳出総額、6億4千443万8千668円・前年度比2千94万639円（3.36%）の増となりました。

これにより、平成25年度の実質収支は、5千205万3千658円の黒字となりました。

次に歳入歳出決算の款別の状況でございますが、まず歳入では、分担金及び負担金、6億3千906万4千円・前年度比1千69万3千円（1.7%）の増、使用料及び手数料、754万9千748円・前年度比9万8千618円（1.29%）の減、繰越金、1千974万3千86円・前年度比1千642万2千929円（494.64%）の増、諸収入、3千13万5千492円・前年度比2千623万3千900円（672.39%）の増となりました。

次に歳出では、議会費、131万4千514円・前年度比2万212円（1.51%）の減、総務費、2千771万4千312円・前年度比300万3千739円（12.16%）の増、衛生費、3億7千190万8千942円・前年度比1千795万7千112円（5.07%）の増、公債費、2億4千350万900円・前年度と同額でした。

決算の詳細につきましては、事項別明細書に記載してございますので、ご参照願います。

以上が提案いたしました議案の概要でございます。十分ご審議のうえ、ご認定を賜りますようお願い申し上げます。説明を終わらせていただきます。

○議長（磯部延久君） 次に、監査委員より決算審査の結果についての報告を求めます。

監査委員・10番田谷文子君。

○監査委員（田谷文子君） 決算審査結果報告を申し上げます。

平成25年度湖北環境衛生組合一般会計歳入歳出決算書及び証書類、その他政令で定める書類について審査をいたしましたので、ご報告申し上げます。

地方自治法第233条第2項の規定に基づき、管理者から審査に付されました、湖北環境衛生組合一般会計歳入歳出決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、につきましては、平成26年8月18日に審査を実施いたしました。

審査に当たりましては、関係諸帳簿及び証拠書類などにより照合を行うとともに、計数の正確性、支出の適法性、予算の執行状況等について総括的に審査を行い、併せて関係職員の説明を求めながら執行いたしました。

その結果、審査に付された決算書類等は、いずれも、関係法令の規定に従い適正に調製されており、計数は正確であることを確認いたしました。

次に、決算の概要について申し上げます。

本組合の平成25年度一般会計歳入決算額は、6億9千649万2千326円で、前年度に比較して、5千325万1千211円（8.28%）の増となっております。

歳出決算額は、6億4千443万8千668円で、前年度に比較いたしまして、2千94万639円（3.36%）の増であります。

この結果、実質収支額は、5千205万3千658円の黒字となりました。

次に、業務内容についての意見を述べさせていただきます。

施設の処理運転は、平成17年度の新規稼働以来今日まで、適正かつ正確な体制が構築されており、構成4市からのし尿等は遅滞なく円滑に処理されていることを確認いたしております。なお、組合の事務事業費は、9割強が、構成市の負担金で賄われていますが、各市とも、厳しい財政環境のもと、今後、施設の稼働率及び使用率が減少していく反面、設備類は、年々機械的摩耗が進行していくことから、施設の機能低下速度を少しでも抑制し、廃棄物処理施設に求められる性能水準を維持しつつ、将来を見据えた施設の長寿命化対策を講じるよう望むものであります。

以上で、決算審査の結果の報告を終わらせていただきます。

○議長（磯部延久君） 以上で、提案理由の説明及び決算審査の結果報告は終わりました。

次に、一般質問に入るわけですが、通告はございませんでしたので、以上で一般質問を終結いたします。

次に、議案に対する質疑を行います。質疑は通告の順にこれを許します。

15番・柏村君

○議員（柏村忠志君） はい、柏村です。

まず平成25年度の歳入の部、2点あります。歳入分担金及び負担金について、負担金の割合

が均等と投入とありますけれども、そもそもの算定の根拠というのはどこからはじいているのかを伺います。それから、歳入の「諸収入」の「原子力発電事故による賠償」、これは歳出でどの款項目が主に使われているのかを伺います。

それから歳出の部、歳出の部で、約850万円の不用額があります。特に衛生費に多いのはどうしてなのでしょう。管理者が、薬品類の使用量は減少したが、単価の値上がりにより費用は微増となったと説明しておりますが、しかしこの850万円の不用額はあまりにも多すぎますので説明を求めます。

次に、2款1項の「派遣職員の負担金」とは何なんでしょうか。既に2款の総務と3款の衛生で一般職として出されておりますけれども、説明をお願いします。

それから第1項、汚泥焼却処理施設設備の劣化・故障の「機械修繕」等での寿命予測、何年間位ほど想定しているのでしょうか。また、その寿命のための金額は、概ねどのくらいになるのでしょうか。

次に、最後に、第1項の「薬品費」、「脱水助剤」「ポリ硫酸第二鉄」および「焼却灰の処分業務委託」どのような入札となっているのかを伺います。以上です。

○議長（磯部延久君） 庶務課長・浅野岳夫君。

○庶務課長（浅野岳夫君） それでは最初に私のほうから歳入の部①②、歳出の部②の3点について私のほうから質問にお答えいたしたいと思います。

まず初めに、平成25年度歳入の部①の「歳入分担金及び負担金」について、負担金割合、均等割・投入割の算定根拠についてのご質問にお答えいたします。本組合の運営経費につきましては、約9割を各構成市4市からの負担金により賄われておるところでございます。その負担金の算出基準につきましては、本組合同規約第3条第2項の区域、旧市町村でございますが、石岡市・八郷町・千代田・霞ヶ浦・玉里・小川・新治村、7市町村、これらを算出基準にいたしまして、合計負担金の10パーセントを均等割、残り90パーセントを、前々年度の投入実績に基づき按分した額を、投入割として負担していただいているところでございます。負担割合、均等割・投入割につきましては、昭和61年の3月の議会にて議決され、現在に至っているところでございます。その割合についての算定根拠でございますが、昭和60年度までは、負担率が均等割10%、人口割40%、投入割50%でした。それが下水道等の普及により、公平性を高めるため人口割を廃止いたしまして、昭和61年度から、投入割を50%から90%に、見直したものでございます。

続きまして、平成25年度歳入の部の2番の②の歳入「諸収入」の「原子力発電所事故による賠償金」は、歳出で主にどの款項事業で使われているのかのご質問にお答えいたします。原子力発電所事故によります賠償金につきましては、本組合が平成24年度に支出した放射線対策に要した費用を、東電側に請求したものでございます。内訳につきましては、測定検査業務委託料として42万5千250円、焼却灰保管費用として3万5千190円、焼却灰処分業務委託料として922万2千937円、最終処分契約条件検査費として19万9千500円、合計988万2千877円を請求したものでございます。歳出の款項については、前年度の平成24年度決算の中で、3款衛生費1項清掃費において支出しております。

以上でございまして、私から最後に平成25年度歳出の部②番の2款1項で「派遣職員負担金」

とはのご質問にお答えいたします。2款1項1目一般管理費19節の負担金補助及び交付金の中の「派遣職員負担金」でございますが、構成市から組合に派遣している職員が本組合に2名おります。その職員の給与分について組合が負担金という形で、派遣元の構成市に支払っているものでございます。派遣職員は、他の組合と兼務となっております。石岡市から派遣された事務局長は3組合の事務局を兼務しております、負担割合といたしまして、湖北環境衛生組合が10分の3、霞台厚生施設組合が10分の5、石岡地方斎場組合が10分の2となっております。また小美玉市から派遣されました庶務課長は、湖北環境衛生組合と石岡地方斎場組合を兼務しているため、2組合とも同じ、2分の1の負担割合となっております。私からは以上でございます。

○議長（磯部延久君） 所長・三橋信一君。

○所長（三橋信一君） 続きまして、私のほうからはお手元の通告書一覧のうち、歳出の部の①と③、及び④についてお答えいたします。

まず①でございますが、歳出の部で、約850万円の不用額がある。特に衛生費に多いのはどうしてかにお答えいたします。不用額の総額約850万円のうち、衛生費で約676万円の不用額が生じております。衛生費は、言うまでもなく、構成市から収集運搬されたし尿を、適正に処理するための事務事業費を計上しております。予算執行に当たっては、入札等により、薬品の納入業者や施工業者、あるいは業務委託の相手を決定しております。入札等の数は、約25件でございます。不用額は、これら25件の入札で発生した入札差金の積み上げの他、実績量に支出額が左右されるものについても、年間の支出見込み額以下で決算いたしましたので、相応の不用額が生じております。したがって、衛生費の当初予算額は、3億7千846万7千円、歳出予算の約58%を占めていることから、必然的に衛生費に不用額が多く生じたものでございます。

続きまして歳出の部③、3款第1項、汚泥焼却処理施設設備の劣化・故障の「機械修繕」等での寿命予測は、何年間ほど想定しているのか。また、その寿命のための金額は、概ねどのくらいにお答えいたします。汚泥焼却処理設備は、平成8年度より稼働しております。寿命予測については、特に想定はいたしておりませんが、環境省の通達などによりますと、廃棄物処理設備における機械及び装置の耐用年数は7年と定められています。現在、設備は16年を経過していますので、経年劣化は避けられない状況下にありますが、数年来、日常の点検はもとより、施設の機能低下速度を少しでも抑制し、将来を見据えた定期整備の実施により、施設の長寿命化を図っているところであります。次に、寿命のための金額でございますが、適正な保全管理としての定期整備費で、25年度は1千963万5千円、26年度では約2千200万円の支出となっております。

最後に④、3款1項「薬品費」の「脱水助剤」「ポリ硫酸第二鉄」および、「焼却処分業務委託」はどのような入札となっているのかにお答えいたします。「脱水助剤」は随意契約による3者の見積合せ、「ポリ硫酸第二鉄」は随意契約による5者の見積合せとなっております。「焼却灰処分業務委託」については、収集運搬費と最終処分費がございますが、収集運搬費につきましては、随意契約による1者の見積合せ、また最終処分費につきましては、エコフロンティアかさまとの随意契約で行っております。以上でございます。

○議長（磯部延久君） 15番・柏村君。

○議員（柏村忠志君） 歳入の、地方債の、一般廃棄物処理事業債、説明書によりますと平成24年度末から13億9千104万1千円。その金額に、財源対策債2億1千800万入っております。この財源対策債は、地方交付税で処理されるので、湖北組合の借金とはならないと理解しているようですが、地方交付税は、組合を構成する各市の負担金割合で納入されているようです。まずこのように理解してよろしいのでしょうか。これが1点。

次に、負担金の中の地方交付税の金額を、各市、割合、金額で示していただきたいと思えます。国の、平成26年度地方財政計画、25年24年とありますけれども、地方交付税は年々減額されて、むしろ借金となる、臨時財政対策債のほうを増やしてきております。そういう意味から、どのくらい地方交付税が入っているのかを伺います。

次に繰越金580万、さらに不用金額約850万、総計1千430万円の組合加盟の各市に、本来負担金減額で還元すべきだと思いますが、算定基準の変更を含めて、管理者の見解を求めます。また、このような1千430万円の繰越金、不用額が出るのは、地方財政法第3条、予算編成の基本原則である、あらゆる資料に基いて正確にその財源を捕そくし、且つ、経済の現実に即応してその収入を算定し、これを予算に計上しなければならない、基本原則に明記されておりますけれども、これに抵触していないのでしょうか、伺います。

次に、3款1項の、さらに詳しく再質問をしますと、長寿化修繕計画を立てて、損傷がひどくなってからの対策ではなくて、予防保全型管理にすれば、コストは縮減することができた年々にかかるコストも平準化することができるということは、国交省がそのことを説明し、長寿化修繕計画の策定をすれば、地方債発行が認められます。この長寿化修繕計画を策定するのでしょうか、伺います。

次に、④の3款の1項、随意契約、すべて随意契約でした。随意契約、あえてしなくても、随意契約の、その性格目的が、適しない。つまり、この薬品及び、あえて随意契約でなくても、一般競争入札なり、そのことでできるにもかかわらず、随意契約にしているというのはどうしてでしょうか、伺います。

質問がこれで、2回で終わるんですけども、質問の趣旨をご理解いただき、管理者に答弁を求めます。

○議長（磯部延久君） 暫時休憩いたします。

午後3時23分休憩

午後3時37分再開

○議長（磯部延久君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

事務局長・前島君。

○事務局長（前島晃君） 先ほどの柏村議員さんからのご質問でございます。

地方交付税等につきましては、当組合のほうでは把握してないのが現状でございます。各市のほうで入っております、大変申し訳ございませんが、こちらでの金額的なものは把握していないのが現状でございます。

それから、不用額についてでございますが、不用額につきましては、今回衛生費が特に多い

ということでご指摘を受けております。676万円ということで、全体的に衛生費につきましては、予算が3億7千867万、その中で不用額676万ということで、比率的には1.78%でございますが、金額的には大きいございます。その不用額につきましては、翌年度のですね、負担金の中で反映させていただければと、いうふうに考えております。

続きまして、歳出の④の随意契約でございますが、これにつきましては、先ほども申しました入札につきましては、メーカーの推奨する品を納入できる業者と、いうことで随意契約としております。その他の入札につきましては例えば、次亜塩素酸ソーダ、また苛性ソーダとか、日本工業規格による品質規格が保障されている分については、指名競争入札で実施しております。それから随意契約で行っているものにつきましては、その薬剤、薬品等が納入できる業者、いうことで随意契約として、見積合せを行っております。

〔答弁になっていない〕と呼ぶ者あり〕

○事務局長（前島晃君） あと、5番に、以上です。

○議長（磯部延久君） 管理者・今泉君。

○管理者（今泉文彦君） ただ今のご質問にお答えいたします。まず長寿命化でございますけれども、これについては、大変有効な方向性ということに認識しておりまして、今後、その長寿命化計画、これについて検討して行きたいというふうに思っております。それから1番目、2番目、4番目になるんですけども、それについては今、事務局長がお答え申し上げたとおりでございますけれども、これから、大変厳しい財政状況の中、極力そういった方向、点検しながら、財政状況が悪化しない方向で、進めてまいりたいというふうに思っております。以上です。

○議長（磯部延久君） 以上で通告による質疑は終了いたしましたので、これをもって議案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論は挙手によりこれを許します。

〔討論なし〕

○議長（磯部延久君） ないようですので、以上で討論を終結いたします。

これより、採決に入ります。

議案第5号・平成25年度湖北環境衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部延久君） ご異議なしと認め、さよう決しました。

○議長（磯部延久君） 以上で、今期定例会に付議されました案件は、終了いたしましたので、これをもって、平成26年第2回湖北環境衛生組合議会定例会を閉会といたします。

大変、ご苦勞様でございました。

午後 3 時 43 分閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

議 長 磯 部 延 久

署名議員 塚 谷 重 市

署名議員 廣 瀬 義 彰